

第1章 総則

第1節 目的

(目的)

第1条 公立鳥取環境大学（以下「本学」という。）は、広く知識を授け、深く専門の学術を教育・研究し、人と社会と自然との共生を実現していくため、豊かな人間性にあふれ、自ら考え行動し、力強く生きる人間を育成する。また、持続的な社会の発展を目指し、地域の自然環境や人と人とのつながりを大切にするローカルな視点を持ちながら、自然環境の保全と人類の経済発展の両面にわたりグローバルに活躍できるバランス感覚に優れた、地域とつながり、地域を担う人材、世界に羽ばたく人材を育成する。

第2節 自己評価

(自己点検・評価)

第2条 本学は、教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について、点検及び評価を行う。

- 2 自己点検・評価の結果は公表するものとする。
- 3 自己点検・評価に関し必要な事項は、別に定める。

第3節 組織

(学部、学科及び学生定員)

第3条 本学に、次の学部を置く。

環境学部

経営学部

- 2 前項の学部置く学科及びその学生定員は、次のとおりとする。

学部名	学 科 名	入 学 定 員	3 年 次 編入学定員	収 容 定 員
環境学部	環 境 学 科	人 1 3 8	人 2	人 5 5 6
経営学部	経 営 学 科	1 3 8	2	5 5 6
合 計		2 7 6	4	1, 1 1 2

(学部の目的)

第4条 環境学部は、持続可能な地域社会づくりのための具体的な提案・実践ができる人材の育成を目指し、環境問題を地域と関わりながら取り組む授業やグローバルな視点を養う教育を通して、専門的な知識と思考力・行動力や高い教養、応用力を身につけた人材を育成する。また、教職課程を設け、環境問題に関する基本的理解を持った教員を養成することを目的とする。

2 経営学部は、自然環境と共生する社会の構築に貢献できる人材の育成を目指し、社会において持続可能な経営のあり方を考え、様々な課題や業務等について具体的に企画・実行できる幅広い知見と実践力を持つ人材を育成する。特に、地域の担い手として、地域産業の発展や地域社会の問題解決に寄与できる人材、北東アジア交易で活躍できる人材を育成する。

(大学院)

第5条 本学に、大学院を置く。

2 大学院の学則は、別に定める。

(人間形成教育センター)

第6条 本学に、人間形成に関わる教育の充実を図ることを目的に、人間形成教育センターを置く。

2 人間形成教育センターに関する必要な事項は、別に定める。

(附属施設)

第7条 本学に、次の附属施設を置く。

情報メディアセンター

サステナビリティ研究所

地域イノベーション研究センター

国際交流センター

2 前項の附属施設に関する必要な事項は、別に定める。

(事務組織)

第8条 本学に、事務局を置く。

2 事務局に関する必要な事項は、別に定める。

第4節 職員組織

(職員組織)

第9条 本学に、学長、副学長、教授、准教授、講師、助教、助手及び事務職員を置く。

2 前項に定めるもののほか、その他必要な職員を置くことができる。

3 前2項に規定する職員に関する必要な事項は、別に定める。

(客員教員等)

第10条 本学に、客員教員及び客員研究員を置くことができる。

2 客員教員及び客員研究員に関し必要な事項は、別に定める。

(名誉教授)

第11条 本学に教授として勤務し、教育上又は学術上特に功績のあった者に対して、名誉教授の称号を授与することができる。

2 前項に規定する称号の授与に関し必要な事項は、別に定める。

第5節 教授会

(教授会)

第12条 本学に、教授会を置き、学長、副学長、専任の教授、准教授、講師及び助教をもって組織する。

2 学長が必要と認めた場合には、その他の職員を加えることができる。

3 教授会の運営に関する必要な事項は、別に定める。

第6節 学年、学期及び休業日

(学年)

第13条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第14条 学年を次の2学期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、学長は特に必要があるときは、同項に規定する期間を変更することができる。

(休業日)

第15条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日

(3) 春期休業 3月1日から3月31日まで

(4) 夏期休業 8月11日から9月30日まで

(5) 冬期休業 12月27日から1月6日まで

2 必要がある場合は、学長は、前項の休業日を臨時に変更することができる。

3 第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

第2章 学部通則

第1節 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第16条 学部の修業年限は、4年とする。

(在学期間)

第17条 学生は、8年を超えて在学することができない。ただし、第22条、第23条及び第

24条の規定により入学した学生は、第25条により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

2 前項に定めるもののほか、第39条の2で規定する進級要件を満たさず3年次に進級できない学生は、1年次と2年次を通算して4年を超えて在学することができない。

第2節 入 学

(入学の時期)

第18条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、再入学及び転入学については、学期の始めとすることができる。

(入学資格)

第19条 本学に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校若しくは、中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修学年限が3年以上であること、その他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したものの。

(入学者の出願及び選考)

第20条 本学への入学を志願する者は、入学願書に所定の入学検定料及び別に定める書類を添えて願出しなければならない。

2 前項の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

第21条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに所定の書類を提出するとともに、所定の入学料を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(編入学)

第22条 本学の第3年次に編入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者又は学士の学位を有する者

- (2) 短期大学及び高等専門学校を卒業した者並びに専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条に規定する者に限る。）
 - (3) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）附則第7条に規定する者
 - (4) 他の大学に2年以上在学し、64単位以上修得した者
 - (5) 外国において学校教育における14年以上の課程を修了した者
- 2 前項により志願する者については、第20条及び第21条の規定を準用する。

（転入学）

第23条 他の大学に在学している者で、本学への入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、学長は、選考の上、相当年次に入学を許可することができる。

（再入学）

第24条 次の各号のいずれかに該当する者で本学に再入学を志願する者があるときは、学長は、選考の上、相当年次に入学を許可することができる。

- (1) 第46条の規定により退学した者
- (2) 第47条第1号の規定により除籍した者
- (3) 第48条の規定により卒業した者

（編入学等の場合の取扱い）

第25条 前3条の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱いは、学長が決定する。

2 第22条により入学を許可された者の在学すべき年数は、2年とする。

3 第23条及び第24条により入学を許可された者の在学すべき年数については、学長が決定する。

（修業年限の通算）

第26条 本学の科目等履修生（本学の学生以外の者に限る。）として一定の単位（学校教育法第56条の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る）を修得した者が本学に入学する場合は、相当期間を修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、2年を超えることができない。

第3節 教育課程及び履修方法等

（教育課程の編成方法）

第27条 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。

（授業科目及び履修方法）

第28条 授業科目、単位数並びに履修方法は、公立鳥取環境大学履修規則（以下「履修規則」という。）に定める。

2 履修しようとする授業科目は、所定の期間に届出なければならない。

(教職に関する授業科目及び履修方法等)

第29条 第27条及び第28条に定めるもののほか、教職に関する授業科目を置く。

- 2 授業科目及び単位数は、公立鳥取環境大学教職課程履修規則（以下「教職履修規則」という。）に定める。
- 3 授業科目の履修方法、教育職員免許状の取得条件等については、教職履修規則の定めるところによる。

(単位の計算方法)

第30条 授業科目の単位計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準によるものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験・実習及び実技については、30時間から45時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 前2号の規定にかかわらずプロジェクト研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して単位数を履修規則に定めることができる。

(1年間の授業期間)

第31条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(各授業科目の授業期間)

第32条 各授業科目の授業は、15週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上特別の必要があると認められる場合は、これらの期間より短い特定の期間において授業を行うことができる。

(他学部の科目の履修)

第33条 別に定める履修規則により、他学部の授業科目を履修することができる。

(単位の授与)

第34条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

(成績の評価)

第35条 授業科目の試験の成績は、A、B、C、Fをもって表示し、A、B及びCを合格とし、Fを不合格とする。ただし、評点を付さない授業科目については、S、Fをもって表示し、Sを合格とし、Fを不合格とする。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第36条 学長は、教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生に当該他大学又は短期大学等の授業科目を履修させることができる。

- 2 前項の規定により修得した単位については、60単位を限度として学長は卒業要件単位として認めることができる。

(大学以外の教育施設等における学修)

第37条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。

2 前項により与えることのできる単位数は、前条第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第38条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学に入学した後本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、合わせて60単位を超えないものとする。

(卒業必要単位数)

第39条 卒業に必要な単位は、別表第1号に定めるとおりとする。

(進級要件)

第39条の2 学長は、2年次から3年次への進級に係る要件(以下「進級要件」という。)を設けることができる。

2 進級要件を満たしていない学生は、2年次に留めるものとする。

3 進級要件について必要な事項は、学長が別に定める。

第4節 休学・転学・留学及び退学等

(休学)

第40条 疾病その他やむを得ない理由により2ヵ月以上修学することができない者は、医師の診断書又は詳細な理由書を添えて学長に休学願を提出し、その許可を得て休学することができる。

2 疾病のため修学することが適当でない認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

(休学期間)

第41条 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

2 休学期間は、通算して4年を超えることができない。

3 休学期間は、第17条の在学期間には算入しない。

(復学)

第42条 休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

(転学部・転学科)

第43条 転学部を志願する者があるときは、学長は相当年次に転学部を許可することができる。
2 前項に規定するもののほか、転学部・転学科に必要な事項は、別に定める。

(転学)

第44条 他の大学への入学又は転学を志願しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(留学)

第45条 他の大学で学修することを志願する者は、学長の許可を得て留学することができる。
2 前項の許可を得て留学した期間は、第17条に定める在学期間を含めることができる。
3 第36条の規定は、第1項の規定により留学する場合について準用する。

(退学)

第46条 退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第47条 次の各号のいずれかに該当する者は、学長が除籍をすることができる。
(1) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
(2) 第17条に定める在学期間を超えた者
(3) 第41条第2項に定める休学期間を超えてなお修学できない者
(4) 死亡した者又は長期間にわたり行方不明の者

第5節 卒業及び学士号

(卒業)

第48条 本学に4年(第22条、第23条及び第24条により入学した者については、第25条に定められた在学すべき年数)以上在学し、第39条に定める単位数を修得した者については、学長が卒業を認定し、学位記を授与する。

(学士)

第49条 卒業した者には学士の学位を授与し、次の区分に従い、学位記に専攻分野を付記する。

学 部	学 科	学 位
環 境 学 部	環 境 学 科	学 士 (環 境 学)
経 営 学 部	経 営 学 科	学 士 (経 営 学)

第6節 賞 罰

(表彰)

第50条 学長は、学生として顕著な功績のあった者を、表彰することができる。

(懲戒)

第51条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、学長が懲戒する。

2 懲戒は、退学、停学及び訓告とする。

3 退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学業を怠り、成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由がなくて出席常でない者

(4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第7節 研究生、科目等履修生、委託生、特別聴講学生、外国人留学生及び聴講生

(研究生)

第52条 本学において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、学部の教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、学長は研究生として入学を許可することができる。

2 研究生を志願することのできる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

3 研究期間は、1年とする。ただし、特別な理由がある場合は、学長はその期間を更新することができる。

(科目等履修生)

第53条 本学の学生以外の者で、本学において特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは、本学の教育に支障がない場合に限り、学長は、選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 前項の授業科目を履修した科目等履修生には、単位を与えることができる。

(委託生)

第54条 本学において、官公庁、学校、団体等からその所属する職員に特定の専門事項について研究させるための委託があるときは、大学の教育研究に支障のない場合に限り、学長は委託生として入学を許可することができる。

(特別聴講学生)

第55条 他の大学又は短期大学の学生で、本学において授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該他の大学又は短期大学との協議に基づき、学長は特別聴講学生として入学を許可することができる。

(外国人留学生)

第56条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、学長は外国人留学生として入学を許可することができる。

(聴講生)

第57条 本学の学生以外の者で、本学において特定の授業科目を履修することを志願する者が

あるときは、本学の教育に支障がない限り、学長は聴講生としての受講を許可することができる。

(研究生等に関する規程)

第58条 研究生、科目等履修生、委託生、聴講生、特別聴講学生及び外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

第8節 検定料、入学料及び授業料

(検定料、入学料及び授業料)

第59条 検定料、入学料及び授業料の額及び納付等については、別に定める。

第9節 大学開放の事業

(公開講座等)

第60条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座その他の大学開放の事業を行うことができる。

2 公開講座その他の大学開放の事業に関し必要な事項は、別に定める。

第10節 福利厚生施設

(福利厚生施設)

第61条 本学に、学生センター、保健室、学生相談室、食堂その他の福利厚生施設を置く。

第11節 雑則

(委任)

第62条 この学則に定めるもののほか、この学則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成24年3月31日に本学に在籍し、平成24年4月1日以降も引き続き在籍する者に係る所属学部・学科、授業科目、単位数、卒業要件並びに学位等に関しては、この学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成24年度及び平成25年度に、環境情報学部へ編入学した者に係る授業科目、単位数、卒業要件並びに学位等に関しては、この学則の規定にかかわらず、その者の属する年次の在学者に係る授業科目、単位数、卒業要件並びに学位等と同様とする。
- 4 平成24年度から平成26年度に、環境情報学部へ転学又は再入学した者に係る授業科目、単位数、卒業要件並びに学位等に関しては、この学則の規定にかかわらず、その者の属する年次の在学者に係る授業科目、単位数、卒業要件並びに学位等と同様とする。
- 5 第3条の規定に関わらず平成24年度から平成26年度までは環境情報学部を置き、収容定員は次のとおりとする。

学 部	学 科 名	収 容 定 員		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度
環境学部	環境学科	人 138	人 276	人 416
経営学部	経営学科	138	276	416
環境情報 学 部	環境政策経営学科	299	200	100
	環境マネジメント学科	299	200	100
	建築・環境デザイン学科	119	80	40
	情報システム学科	119	80	40
合 計		1,112	1,112	1,112

附 則（平成26年規程第13号）

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年規程第47号）

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年規程第38号）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成28年3月31日に本学に在籍し、平成28年4月1日以降も引き続き在籍する者に係る在学期間及び卒業要件に関しては、この学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第1号（第39条関係）

環境学部

環境学科

区分		卒業要件
人間形成科目	総合教育科目	12 単位以上（必修 6 単位、選択 6 単位以上）
	環境基礎科目	2 単位（必修 2 単位）
	外国語科目	16 単位以上（必修 16 単位）
	情報処理科目	4 単位（必修 4 単位）
	キャリアデザイン科目	2 単位以上（必修 2 単位）
	総合演習科目	8 単位（必修 8 単位）
	計	44 単位以上
専門科目	学部共通科目	58 単位以上（選択必修 2 単位以上※、 選択 56 単位以上）
	自然環境保全系科目 循環型社会形成系科目 人間環境系科目	
	演習科目	8 単位（必修 8 単位）
	計	66 単位以上
	その他 人間形成科目、他学部専門科目及び単位互換科目から8単位以上 その他全ての科目（自学部専門科目含む）で10単位以上	
合計		128 単位以上

経営学部

経営学科

区分		卒業要件
人間形成科目	総合教育科目	12 単位以上 (必修 6 単位、選択 6 単位以上)
	環境基礎科目	2 単位 (必修 2 単位)
	外国語科目	16 単位以上 (必修 16 単位)
	情報処理科目	4 単位 (必修 4 単位)
	キャリアデザイン科目	2 単位以上 (必修 2 単位)
	総合演習科目	8 単位 (必修 8 単位)
	計	44 単位以上
専門科目	学部基礎科目	28 単位以上 (必修 12 単位、選択 16 単位以上)
	学部展開科目	16 単位以上
	学部共通科目	14 単位以上
	演習科目	8 単位 (必修 8 単位)
	計	66 単位以上
その他		
人間形成科目、他学部専門科目及び単位互換科目から 8 単位以上 その他全ての科目 (自学部専門科目含む) で 10 単位以上		
合計		128 単位以上